

令和5年 7月 29 日

大津市公営企業管理者

國 松 睦 生 様

大津市ガス特定運営事業等検証委員会

委員長

草 薙 真 一

大津市ガス特定運営事業等に係る令和4年度モニタリング結果に関する答申について

当委員会は、令和5年7月20日に会議を開催し、大津市ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者が行った業務の実績について、貴市が実施したモニタリング結果について検証を行いました。

つきましては、当委員会として別紙のとおり意見、助言等をまとめましたので、答申します。

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	1. 経営・財務等に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☒ 有り ☐ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、要求水準書や提案事項等を基に着実に実施されており、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。 公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）の令和4年度営業損益については、赤字となっている。これは、各種経費の削減など経営努力に取り組まれているものの、昨今のウクライナ情勢等の不透明な状況下において、想定を大きく上回る原料価格の高騰により、平均原料価格が条例に規定する上限額を超過したことから、適切な価格転嫁ができなかったことが主要因である。この状態が継続すればガスの安定供給に支障が生じる恐れがあるため、本市は市議会11月通常会議にて料金上限を規定する条例改正の議決を得た。この料金上限の改定は、お客様への影響を緩和するため、段階的に実施することとされている。一方、資金調達面については、DaigasグループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を活用するなど、適切に対応していた。 事業毎では、ガス小売事業については、計画では営業利益が黒字となることを見込んでいたものの、令和4年10月から料金上限超過状態となったことなどから、赤字となった。 附帯業務については、実施契約書に基づき、3事業年度ごとに実施する費用負担の見直し等の結果、収益が改善し、営業利益を計上している。 任意事業については、昨年度と比較して売上高が減少するも、販売費及び一般管理費も減少したことにより、営業利益を計上している。 その他、必要な提出書類等も遅延なく提出されていることに加え、地元企業への優先発注や消防署主催イベントへの参加、市内在住者の継続雇用など、地域経済や社会貢献活動を積極的かつ適切に実施されていることを確認した。 本年の現地モニタリングについては、関連規程の整備状況や業務実施状況等について企業局保安センターにて確認を実施し、各チェック項目について、適切に実施・管理できていることを確認した。 一方、令和5年4月検針分より運営権者のガス料金の料金上限が段階的に引き上げられたところであり、今後の運営権者の動向を注視していく。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P18～

対応日 (通知日等)	対応No.	※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他（ ）	
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。	
是正内容		

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日
意見・助言等	令和4年度については、原料価格の高騰により料金上限超過状態となった結果、最終赤字を計上することとなったものの、DaigasグループのCMSの活用をはじめとする運営権者の安定した執行体制により、債務超過となることなく、必要な資金調達等については適切に行われている。また、市民への負担を考慮しながらも、運営権者の経営状況等に鑑みて、条例改正を実施したことなどから、市のモニタリング結果は適正であると判断する。 令和5年4月検針分より運営権者のガス料金の料金上限が段階的に引き上げられたところであり、その結果、収益改善に働くと考えられる。一方で、ガス小売事業を中心に、今後も厳しい経営環境であることと想定されることから、市においては、スイッチングや原料価格の動向など、長期的な見通しに注視しながら、しっかりと運営権者の経営状況をモニタリングしていただきたい。

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	2. ガス小売に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☐ 有り ☒ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、要求水準書や提案事項等に基づき着実に業務が進められており、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。 ガス小売事業については営業赤字を計上している。これは昨今のウクライナ情勢等の不透明な状況下において、想定を大きく上回る原料価格の高騰により、平均原料価格が条例に規定する上限額を超過したことから、適切な価格転嫁ができなくなったことが主要因である。この状態が継続すればガスの安定供給に支障が生じる恐れがあるため、本市は市議会11月通常会議にて料金上限を規定する条例改正の議決を得た。この料金上限の改定は、お客様への影響を緩和するため、段階的に実施することとされている。 ガス料金の設定については、既存のガス料金プランに、ガス警報器の設置とガス機器の一次駆けつけサービスを付加したガス料金プラン「あんしんダブル料金」を令和4年8月1日から受付を開始した。また、事業開始後継続している一般料金の値下げについても令和5年3月末までの実施を確認した。さらに、需要家保安業務においても、業務用換気警報器の無償取付(設置顧客430件(累積))を進めており、対象となる顧客の74%が設置済となっていることなど、提案書記載の提案業務について着実に進められていることを確認した。 営業施策についても、大阪ガスの営業部門と連携した営業に加え、利用者の利便性向上に向けた施策として、新料金プランの開始や、ホームページ上でのプラス割料金への申し込み、ガスのスイッチング申し込みなど、お客様の利便性向上については積極的に進めている点を評価するところである。 令和5年4月検針分より運営権者のガス料金の料金上限が段階的に引き上げられることから、今後の運営権者の動向をより一層注視していく。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日	
意見・助言等	本事項については、運営権者によって競争力を持った営業活動、顧客サービスが実施されており、結果として昨年度に比べ顧客数が増加している。また、重大な過失や苦情等も見受けられないことから、市のモニタリング結果は、適切であると判断する。 運営権者においては、今後も厳しい経営環境になると予想されるが、独自のキャンペーンの実施など、更なるお客様サービスの向上に加え、競争力の向上と市民が安全で安心して使える満足度の高いガス小売事業の実現を期待する。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	3. ガス導管業務に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	■ 有り □ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、ガス工作物等の検査及び点検等業務における報告書類に一部不備があり、業務改善指導を受けるに至ったことから、今後改善計画の実施状況を注視していく。 各種モニタリング書類及び各報告会等において、業務が適切に履行されているかを確認した結果、需要家から緊急修繕業務に関する苦情が1件あったが、適切に処理されたことを確認し、また業務履行不備に伴う事故等はなかった。さらに検査・点検に関する業務についても、全て履行されていることに加え、教育訓練についても、リモートによる実施や計画時期の変更などはあるが、計画通りに実施されていることを確認した。加えて、令和4年度中に複数回実施した現地確認においても、適切な体制で業務が実施されていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)	令和5年5月11日	対応No.	2	※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	■ 指導 □ 勧告 □ 命令 □ その他（ ）			
契約内容 未達事象	セルフモニタリング確認様式において、運営権者における評価が「良好」となっているにも関わらず、本市が確認した結果、要求水準書（P.27）3.4ガス工作物等の検査及び点検等業務のうち、3.4.8本業務における結果の記録と報告に定める水取器点検業務における作業完了時の提出書類「水取器台帳（原本）」への調査結果の記入がなされていなかった。			
是正内容	・セルフモニタリング実施計画書を基にした勉強会の実施 ・全ての附帯業務における進捗や対応を記録 ・モニタリング確認者による業務進捗会議の実施 等 (是正期限：令和5年8月31日)			

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日	
意見・助言等	本事項については、市のモニタリング結果は適切であると判断する。 月例のモニタリングにおいて報告書類の不備を発見し、業務改善指導を行うなど、細部にまで目が配られていることが伺われ、市によるモニタリングが機能していると評価できる。 また、運営権者においては、保安部の体制強化に向け、継続して社員の新規採用を行うとともに、それぞれの経験に即した教育訓練計画を策定するなど、効率的な人材育成が実施されていることを評価する。 今後、改善指導の内容を踏まえ気を引き締めて、市民が安全で安心して都市ガスを利用していただけるよう、引き続き技術の向上に努めていただきたい。 市においては、是正計画の履行確認など、運営権者が適切なセルフモニタリングが実施されるよう、確実なモニタリングに努めていただきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	4. LPガス業務に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	■ 有り □ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、要求水準書や提案事項等が着実に履行されており、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。 各種モニタリング書類及び各報告会等において、業務が適切に履行されているかを確認した結果、需要家からLPガス業務に関する苦情や業務履行不備に伴う事故等はなかった。また、検査・点検に関する業務についても、全て履行されていることに加え、教育訓練についても、リモートによる実施や計画時期の変更などはあるが、計画通りに実施されていることに加え、3名の液化石油ガス設備士の資格取得を確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	□ 指導 □ 勧告 □ 命令 □ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日	
意見・助言等	本事項については、市のモニタリング結果は適切であると判断する。 運営権者においては、重大な過失や事故、苦情等も見受けられないことに加え、保安部の体制強化に向け、継続して社員の新規採用を行うとともに、それぞれの経験に即した教育訓練計画を策定するなど、効率的な人材育成が実施され、また、国家資格の取得など、体制強化に取り組まれている点についても評価する。 市においては、今後も市民が安全で安心してLPガスを利用していただけるよう、引き続き運営権者と連携を図り、技術の向上に繋げていきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	5. 水道業務に関する事項				
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり				
現地確認の有無	☒ 有り ☐ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照				
概況及び確認結果	本事項については、要求水準書や提案事項等が着実に履行されており、水道の漏水等緊急対応・水道の緊急修繕業務・水道施設の点検等における書類に一部不備等あったが、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。また、新たに加わった導水管、施設場内配管緊急対応業務についても、適切な対応がなされたことを確認した。 各種モニタリング書類及び各報告会等において、業務が適切に履行されているかを確認した結果、需要家から水道業務に関する苦情や業務履行不備に伴う事故等はなかった。また、検査・点検に関する業務についても、全て履行されていることに加えて、教育訓練については、コロナ禍の中、リモートによる実施や計画時期の変更などはあるが、計画通りに実施されており、給水装置工事主任技術者、配管技能士3級資格をそれぞれ2名が取得するなど適切に訓練が行われていることを確認した。 さらに、令和4年度中に複数回実施した現地確認においても、適切な体制で業務が実施されていることを確認した。				

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P18～

対応日 (通知日等)	対応No.	※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他（ ）	
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。	
是正内容		

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日
意見・助言等	本事項については、市のモニタリング結果は適切であると判断する。 運営権者においては、重大な過失や事故、苦情等も見受けられないことに加え、保安部の体制強化に向け、継続して社員の新規採用を行うとともに、それぞれの経験に即した教育訓練計画を策定するなど、効率的な人材育成が実施されている。また、国家資格の取得など、体制強化に取り組まれている点についても評価する。 市においては、今後も市民が安全で安心して水道を利用していただけるよう、引き続き運営権者と連携を図り、技術の向上に繋げていただきたい。

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	6. 非常時及び緊急時の対応に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	■ 有り □ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。 令和4年度は、大規模事故や災害は発生しなかったが、新型コロナウイルス感染症に関して、運営権者策定BCP及び要求水準書等に基づいて、本市と連携しながら適正に対策（時差勤務・拠点分散化・出社前検温・消毒・パーティション設置など）が実施されていることを現地にて確認した。					

【運営権者への指導等】※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	□ 指導 □ 勧告 □ 命令 □ その他（ ）			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日	
意見・助言等	本事項については、市のモニタリング結果は適切であると判断する。 非常時及び緊急時の対応業務は発生頻度が少ないが、非常に重要な業務である。令和4年度においては、大規模事故や災害等は無かったが、新型コロナウイルス感染症への対応として、時差勤務・拠点分散化等を実施するなど、運営権者策定BCP及び要求水準書等に基づき、市とも連携しながら有効な対策が講じられていることに関し、高く評価する。 市においては、新型コロナウイルス感染症を教訓に、改めて運営権者と連携を図り、非常時及び緊急時に備えていただきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和5年7月20日

対象年度	令和4年度	対象期間	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日	本市確認日	令和5年7月7日
モニタリング事項	7. 任意事業に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☐ 有り ☒ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった 任意事業は黒字となっており、会社経営及びガス小売事業への悪影響がない状態であることや大きな苦情もないことを確認した。 なお、事業開始当初より実施されている「大阪ガスの電気」の代理店販売の実績は、運営権者のガス供給区域内における、「大阪ガスの電気」の令和5年3月末までの契約件数が、事業開始から累計17,773件（今年度2,964件、計画比約134.7%）となっており、ガス小売の自由競争下において、お客様サービスの向上とガスの顧客確保に十分機能しているものと評価している。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他（ ）			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和5年7月20日	
意見・助言等	本事項については、市のモニタリング結果は適切であると判断する。 電気の代理店販売業務については、契約数が順調に伸びており、他社へのスイッチング防止策として有効な手段となっていることに加え、市民に対するサービス向上にもつながっている。 運営権者においては、今後も引き続き、市民に対するサービス向上の観点から、積極的に任意事業を企画し実施していただくことを期待する。 市においては、現在実施されている任意事業及び今後企画される任意事業について、引き続き適切なモニタリングに努めていただきたい。	